

令和8年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録					
召 集 年 月 日		令和8年6月25日（木）			
召 集 場 所		山北町役場401会議室			
開・閉会日時		開会	令和8年6月25日 午後1時30分		
		閉会	令和8年6月25日 午後3時00分		
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す		番号	氏 名		出欠等の別
		1番	磯崎 加代子		○
		2番	瀬戸 雅弘		○
		3番	瀬戸 由紀子		○
		4番	細谷 晋之		○
		5番	室伏 正裕		○
		6番	田渕 康男		○
		推進委員 山北地区	磯崎 淳		○
		推進委員 向原地区	高杉 丈二		○
		推進委員 岸地区	石田 文也		○
		推進委員 共和地区	和田 一良		○
		推進委員 清水地区	池田 和則		○
会議録署名委員		3番	瀬戸由紀子	4番 細谷晋之	
出席した事務局	事務局長	事務局員		中村、山崎	
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山 北 町 農 業 委 員 会 第 2 回 総 会 会 議 録

令和8年6月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは議案について事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧ください。申請地は[]になります。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。[]は[]で農業をしております。2ページをお開きください。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]となっています。[]の自己所有地は[]で借りている農地は[]になります。対象地で水稻を育てる予定となっています。トラクターや田植え機等を所有しています。[]と2人で作業することです。従事日数も320日と300日となっています。周辺地域との関係もこれまで通り決め事には遵守し、水路等の清掃には積極的に参加することになっています。10ページから11ページまでが位置図になります。12ページが全部事項証明書になります。13ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 対象地は田んぼであり、すぐにできるくらい整備されているところであった。

議長 : 何か意見はありますか。

室伏委員 : []であればどのくらいお米が収穫できるのか。

和田推進委員 : []は平均して収穫できる。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第7号は承認されました。続きまして議案第8号について説明願います。

事務局 : 議案第8号について説明します。

申請地は[]になります。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。[]になります。現在[]に住んでいますが、[]家を借用しており、今回の対象地は借用している家の正面となっています。また週の半分は山北町に住みながら根菜類を育てたいとのこと。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]となっています。また草刈機やチェーンソーを所有しており、耕運機は借用する予定になっています。軽トラは一緒に作業を行う予定の[]所有しているのでそれを使用します。農業従事日数も150日は農作業に従事するそうです。周辺地位との関係も整備を徹底し維持管理していきます。また地域活動には積極的に参加することです。24、25ページは位置図になります。

26 ページは全部事項証明書になります。27、28 ページは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 草は生えているが、きれいにしている印象でした。また■■■■無理なく通え
ると本人と話をしました。

議長 : 何か意見はありますか。

室伏委員 : やる気があるのはわかるが、■■■■通うとなると難しいのではないかな。そも
そも山北町をなぜ知っているのか。

事務局 : 町の農園を借りている方で山北町はもともと知っていた。また家も借用し、山北
町に半移住状態にするので問題はなく通えるとのことでした。

室伏委員 : 一緒に農業する■■■■はどこの人なのか。

事務局 : ■■■■の方です。

室伏委員 : どこかに卸売したりするのか

事務局 : ■■■■で売るのは考えているが、徐々に売れるように増やしていくとのこと
です。

磯崎推進委員 : 現況雑草が見えるが、根菜類はかなり耕運機でこがないと大変だと思う。

高杉推進委員 : 一緒に農業を行う■■■■かなりやる気はある方です。

磯崎委員 : ■■■■というのはいいのだろうか。

事務局 : 農地法上問題ない。ただ、所有者がと相手方の問題になります。■■■■
■こともあるが、今回■■■■問題ないとなった感じになる。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙
手) よって議案第8号は承認されました。続きまして議案第9号について説明願
います。

事務局 : 議案第9号について説明します。29 ページをご覧ください。

申請地は■■■■になります。譲渡人は■■■■で譲
受人は■■■■になります。■■■■になります。少し
前まで■■■■していましたが、現在は■■■■を引退
し、セカンドライフのため土地を探していたところ譲渡人の■■■■が所有し
ている住宅を見つけ、購入することになりました。併せてこの対象地を購入し
たいとのことでした。拠点を山北町に週の半分は山北町で生活しながら、農業
に従事するとのことでした。また以前■■■■向けの農業体
験ができるようにもしたいとのこと。許可を受けようとする土地の所在等
の対価は■■■■ものとなっています。■■■■購入
された住宅の近くにありますが、■■■■少し離れています。また現在所有して
いる農機具は草刈機のみ、耕運機とトラクターは知人等から借用する予定にな
っております。農業従事日数も156日は農作業に従事するそうです。38、39 ペ
ージが位置図になります。40 ページから43 ページまでが全部事項証明書になり
ます。44 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は池田推進委
員に現地確認していただいた時のものになります。

- 議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。
- 池田推進委員 : 畑は一段上がったところにあるものと、道路沿いの場所になります。道路沿いは車で行けるので問題なく耕作できる。
- 室伏委員 : ■■■■■で今後家を売り渡すのか。
- 事務局 : ■■■■■の家は売らず2拠点に生活することになっています。
- 室伏委員 : ■■■■■の人が通うとなると難しいのではないかな。
- 磯崎推進委員 : ■■■■■が地域とのつながりを大事にしているため、うまく馴染めるのか不安がある。
- 事務局 : 2拠点となるため通うのは問題ない。また地域との関わり方については■■■■■だけではなく、全国に言えることではある。ただ、町の他の地区を見ても移住者は増えてきている。そういった点では地域とのつながりを移住者も大事にしている。
- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第9号は承認されました。続きまして議案第10号について説明願います。
- 事務局 : 議案第10号について説明します。48 ページをご覧ください。申請地は■■■■■になります。譲渡人は■■■■■で譲受人は■■■■■になります。■■■■■になります。許可を受けようとする土地の所在等の対価は■■■■■借用することになっています。また農業器具についてはトラクターと耕運機は所有していますが、田植え機は所有していませんが■■■■■田んぼを行っている知人から田植え機は借用することになっております。農業従事日数も150日は農作業に従事するそうです。57、58 ページは位置図になります。59 ページは全部証明書になります。60 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は池田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。
- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第10号は承認されました。続きまして議案第11号について説明願います。
- 事務局 : 議案第11号農地法5条申請になります。62 ページをご覧ください。申請地は■■■■■になります。こちらの土地は令和7年8月の総会時に議題に上がったものになります。前回は■■■■■が譲受人として農地転用の契約をしていましたが、■■■■■が引き継ぐため、申請したものになります。そのため譲渡人は■■■■■から変わりありません。転用目的も仮設道路になります。利用期間は3年間になります。工事内容については前回と変更ありませんが期間が延びています。65、66 ページには位置図、67、68 ページは全部事項証明書になります。69、70 ページには土地利用計画図と工程表になります。71 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は磯崎推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが説明を終わります。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第5号は承認されました。

4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は6月27日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということによろしく願います。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(15:00)

